

## 給水施設の設置基準

- 1 給水施設の設置基準については、鹿児島県工業用水道給水規程第10条に規定されている給水施設の設置基準別表に記載されているものの他、下記に示すものを基準とする。

### 【給水管及び制水弁】

- (1) 給水管の口径は、その使用条件を満たすものであること。
- (2) 公道上に埋設する管種は、塗覆装鋼管、鋳鉄管又は亜鉛メッキ鋼管（内面ビニール被覆）等の金属管及び水道配水用ポリエチレン管等の合成樹脂管とすること。
- (3) 亜鉛メッキ鋼管及び接続部の外周は、腐食しないよう塗覆すること。
- (4) 工業用水道管識別のため、埋設表示テープを地表から150mm程度の深さに埋設すること。
- (5) 埋設深さは、車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外では300mm以上とすること。
- (6) 他の埋設物との離隔距離は、300mm以上とすること。
- (7) 工業用水道本管より分岐するときは、分岐点近くに制水弁を設置すること。  
なお、工法は不断水工法とし、制水弁位置で絶縁パッキン及び絶縁ボルトで本管との絶縁をすること。（工業用水道本管を電気防触しているため）
- (8) 制水弁の弁棒は、1辺4cmの四角形のもので開栓器で開閉出来るものを使用すること。
- (9) 弁蓋は、上水道と区別するため『工水』マーク入りとすること。
- (10) 給水管、受水槽配管及び工場内使用箇所工業用水の表示をすること。

### 【受水槽】

- (1) 受水槽の容量は、原則として時間最大給水量に基づき計算し、工業用水を常時均等に使用するために必要な水量を貯水できるものとする。また、断水等を考慮して、時間最大給水量の3倍以上の水量を貯水できるものとする。
- (2) 受水槽の排水管、通気管及びオーバーフロー管を除く各接続管には、変位吸収のためにフレキシブルジョイントを設置すること。
- (3) 受水槽への給水管には、異物除去のためにストレーナを設置すること。
- (4) 受水槽への給水には、電極棒により動作する電磁弁と定水位調整弁を使用し、故障時対策としてボールタップを併設すること。（推奨）
- (5) 受水槽は、保守点検及び清掃等を考慮し、2槽に分割するか又は中仕切板を設けること。（推奨）

- 2 水量メーターの設置基準については、鹿児島県工業用水道給水規程第11条に規定されているものの他、下記に示すものを基準とする。

### 【水量メーター】

- (1) 水量メーターは、頑強なコンクリート製ピットの中に設置し、作業余裕のある構造とすること。（計量法により、8年毎に再検定が義務づけられているため）
- (2) 水量メーターの出入口（推奨）若しくは入口側に仕切弁を設けること。
- (3) 受信器の設置場所は検針業務に支障のないところに設置すること。  
なお、屋外に設置する場合は防水又は防雨構造の箱に収めて設置すること。